

飯南町内で転居される方へ

(裏面もご確認ください)

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、飯南町役場で転居届をしてください。

(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料に処せられる場合があります。)

【転居届に必要なもの】

- ①転居届(窓口で記入) ②届出人の印鑑 ③本人確認書類(運転免許証等)
④マイナンバーカード ⑤委任状(代理人が届出する場合)

以下の手続きは、該当する方のみ必要です。

チェック欄	手続き	持参頂くもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード または住基カードを お持ちの方	カードを利用する場合は、継続利用の手続きをしてください。電子証明書搭載のカードをお持ちの方で、引き続き電子証明を利用する場合も手続きが必要です。	マイナンバーカード 住基カード
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	手続き不要です。(自動的に住所変更されます。)	—

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 社会保険・共済保険 に加入中の方	手続きは不要です。(事業所で住所変更の手続きをしてください。)	—
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に 加入している方	国保加入者が転居した場合は、新しい保険証を発行します。 70~74歳の方は高齢受給者証の発行もあります。	国保保険証
<input type="checkbox"/> 国民年金被保険者 (1号・任意加入)	手続きは不要です。	—
<input type="checkbox"/> 年金受給者の方	住所変更の手続きが必要な場合があります。	年金番号の分かるもの (年金証書・年金手帳)
<input type="checkbox"/> 児童手当	住所変更の手続きが必要です。	—

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 子ども等医療費受給 資格証	0歳~中学生の子がいる場合は、住所変更手続きが必要です。	子ども等医療費受給資格証
---	------------------------------	--------------

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 小中学校の児童生徒 がいる方	学校または教育委員会へご相談ください。	—
--	---------------------	---

お問合せ先：各学校または教育委員会 76-3944

<input type="checkbox"/> 保育所入所	保育所または住民課窓口でご相談ください。	—
--------------------------------	----------------------	---

お問合せ先：各保育所または住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被 保険者証	手続き不要です。(新しい保険証が新住所地に届きます。)	—
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	手続き不要です。(新しい保険証が新住所地に届きます。)	—

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

チェック欄	手続き	持参頂くもの
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額 適用認定証	あかぎの里、愛寿園に入所の方は利用料が減免される場合がありますので保健福祉課にご相談下さい。	通帳の写し(本人、配偶者) ※1ヶ月以内に記帳
<input type="checkbox"/> その他保健関係の 手続きについて	母子手帳、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種など、その他保健関連の制度を利用している方、または利用希望の方が転居する場合は、保健福祉課へご相談ください。	

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 福祉医療証	住所変更の手続きが必要です。	福祉医療証
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳を お持ちの方	住所変更の手続きが必要です。	身体障がい者手帳
<input type="checkbox"/> その他福祉関係の 手続きについて	児童扶養手当(母子手当・父子手当)、特別児童扶養手当、療育手帳、自立支援制度、特定疾患、精神障がい者保健などその他福祉関連の制度を利用している方、または利用希望の方が転居する場合は、福祉事務所へご相談ください。	各種手帳 各種証書

お問合せ先：福祉事務所72-1773

<input type="checkbox"/> 町営住宅	町営住宅への転居・町営住宅からの転居の場合は、住宅入居・退去・同居承認等の手続きが必要です。詳しくは建設課へお問い合わせ下さい。	—
<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 下水道	新たに利用開始する場合は、開始の手続きが必要です。 (<input type="checkbox"/> 座振替を希望する場合は、別途 <input type="checkbox"/> 座振替の手続きも必要です)。 旧住所地の上下水道を廃止する場合は、廃止の手続きが必要です。また、転居により名義人が変更になる場合は、名義変更の手続きが必要です。下水道は、転居により使用人数が変更になる場合は、名義人からの人数変更手続きが必要です。	—

お問合せ先：建設課 76-3942

<input type="checkbox"/> CATV (インターネット)	新たに利用開始する場合は、開始届が必要です。 旧住所地のCATVを休廃止する場合は、休廃止届が必要です。(座振替を希望する場合は、別途座振替の手続きも必要です)。転居により名義人が変更になる場合は、名義変更が必要です。	—
--	--	---

お問合せ先：飯南放送センター 76-3033

<input type="checkbox"/> 電気の開始・廃止等	中国電力へご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> 電話の開始・廃止等	NTTへご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> ガスの開始・廃止等	お使いのガス供給店へご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> ゴミのカレンダー	赤来・頓原地区ごとに分別日のカレンダーがありますので、地区が変わられる場合は、窓口でお受け取りください。	